

市制施行 70 周年記念事業 佐倉フォトコンテスト 実施要項

1. 目的

市制施行 70 周年の節目に、老若男女問わず参加できる写真コンテストを開催し、撮影・応募された写真の公表を通して、佐倉市の魅力をより多くのかたに知ってもらおう。

2. 主催者

佐倉市 広報課（事務局）

3. 応募作品について

佐倉市内に現存し、未来に残したいと撮影者が感じる佐倉のもの・風景を含めた写真

4. 対象者

2つの部門を設け、それぞれについて写真を募集する。

【共通事項】…国内在住で、受賞時に賞品を受け取ることができ、かつ本要項の内容に同意できる方（佐倉市内在住でなくても応募可）

【U-18 の部】…令和 7 年 4 月 1 日時点で 18 歳以下のかた

【一般の部】…年齢不問

5. 応募方法

ちば電子申請サービスに必要事項を入力し、写真を添付して提出。

6. 応募締切

令和 6 年 9 月 30 日(月)まで

7. 展示場所（予定）

①令和 6 年 10 月 16 日（水）～10 月 29 日（火）JR 佐倉駅通路 市民ギャラリー

②令和 6 年 11 月 1 日（金）～11 月 29 日（金）市役所 1 号館 3 階

③令和 7 年 1 月 8 日（水）～2 月 2 日（日）夢咲くら館 1 階エントランスホール

※展示場所は変更となる可能性があります。最新情報は、本コンテストのホームページをご覧ください。

※上記のほか、市ホームページや広報紙にも掲載予定です。

8. 審査方法

- ・審査は、事務局および外部審査委員（3名）により行います。
- ・審査は応募者名を伏せた状態で行うため、受賞者が重複する可能性があります。

9. 審査結果発表

発表時期：令和6年11月（予定）

発表方法：本コンテストのホームページで表彰作品を公開します。

10. 賞品

入賞者には、パネルにした写真を展示後にお渡しするほか、70周年を迎える佐倉市に関連した記念品を贈呈します。なお表彰部門は以下の通り。

- ・市長賞…各部門1作品
- ・副市長賞（一般部門のみ）…2作品
- ・教育長賞（U-18部門のみ）…2作品
- ・優秀賞（広報課内で決定）…各部門2作品

11. 応募写真等の二次利用

- ・応募いただいた写真は主催・共催・後援などを行う展示会、印刷物、Webサイト、出版物など、市の広報・PRのために使用することがあります。また、受賞作品の公表時には、受賞者の居住市町村・氏名を公表することがあります。
- ・二次利用に際し、写真の加工等を行うことがあります。

12. 注意事項

- ・応募する写真の撮影時期は問いませんが、佐倉市内にあり、今も見ることのできるもの、風景が写っている写真に限ります。
- ・写真のファイルサイズは3MBまで、画像の形式はjpg、jpeg、gif、pngのみです。
- ・応募点数は一人5点までとし、それ以上の応募は無効とさせていただきます。
- ・応募いただいた書類・写真は返却しません。
- ・応募内容について、後日確認のご連絡をさせていただく場合があります。
- ・他の作品展・コンテストに応募中、または他の作品展・コンテストで受賞歴のないものに限ります。
- ・組み写真や合成・画像加工処理がされた写真は審査の対象外です（AIにより生成された画像等を含みます）。
- ・人物が写っている場合には、ご本人（被写体）の同意を得て、肖像権の侵害がないように確認してください。同意を得ていないことが判明した場合、受賞は取り消しとなります。
- ・著作権・肖像権などの第三者の権利を侵害しないよう十分ご注意ください（他の著

作物の無断使用など)。

- ・応募いただいた写真の著作権は応募者に帰属しますが、使用权は市に帰属します。
- ・応募いただいた写真に関して、法律上等の問題が発生しましても、市は一切関与せず、その責任・解決の義務はすべて応募者本人にあるものとします。
- ・事務局は、本コンテストの全部または一部について、応募者へ事前通知することなく内容を変更または中止する可能性があります。なお事務局が必要と判断した場合、事前通知することなく本募集要項の変更を行い、本コンテストの適正な運営を維持するために必要な措置を講じることができることとします。
- ・応募者は、応募に係る事項を全て了承したものとみなします。

13. 本コンテストに関する問い合わせ先

市制施行 70 周年記念事業 佐倉フォトコンテスト事務局 (佐倉市 広報課)

E メール : koho@city.sakura.lg.jp

電話番号 : 043-484-6103

受付時間 : 午前 8 時半～午後 5 時まで (土・日・祝日を除く)